

議案第 14 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「及び前 2 項中」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 16 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 16 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、育児のための所定外労働の制限の対象となる職員の範囲が拡大されるほか、仕事と介護の両立のための支援制度に関する周知等が義務付けられることに伴い、本市職員についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。